

食品ロス削減行動意欲促進効果実証実験業務委託説明資料

1 件名

食品ロス削減行動意欲促進効果実証実験業務委託

2 業務目的

本業務は、SNS を活用して食品ロス削減行動と食料支援をマッチングさせることが食品ロス削減行動を促進するかの実証実験を行う。

横浜市資源循環局では、これまで住民説明会、ワークショップ、イベントなど様々な機会を捉えて食品ロス削減を啓発してきた。啓発の中では、世界で約8億人が飢餓等で苦しんでいる現状を知りつつも、「自分が食品ロスを減らしたからといって飢餓・貧困を救えるわけではない」という声や、「自分の行動が誰かのためになるなら協力したい」という声を多く聴く。

そこで、市民の食品ロス削減行動を食料支援につなげる仕組みを作り、SNS を活用した投稿型のキャンペーンをナッジの要素を取り入れながら実施することで、誰かの支援につながることで食品ロス削減行動を起こすきっかけとなるか、また、行動を起こすきっかけは何かなど、行動意欲の促進に有効な方法を調査する。

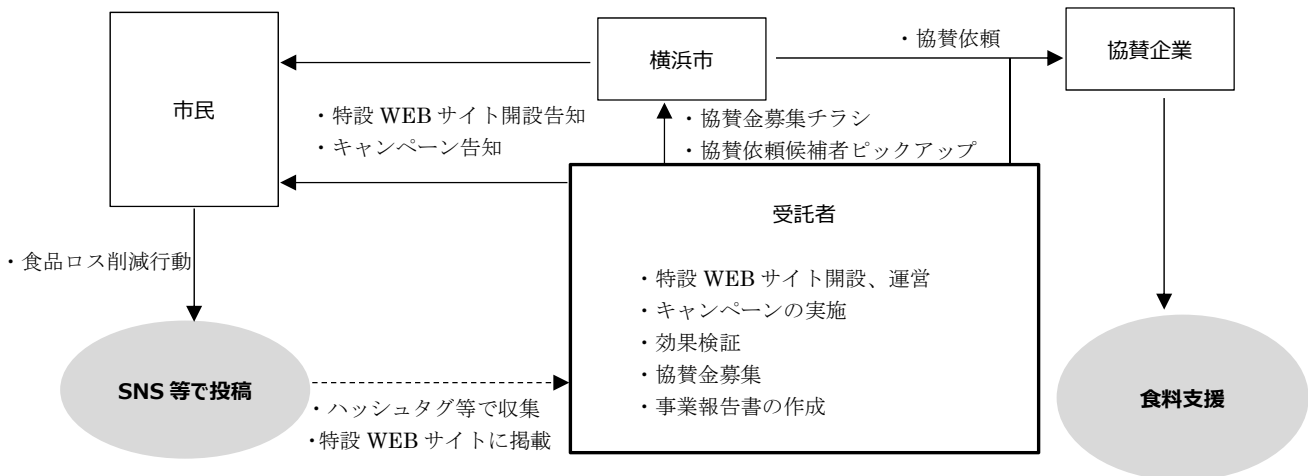
3 業務履行期限

契約締結日から令和2年2月21日までとする。

4 業務概要

フードドライブ等による未利用食品の有効活用、期限切れ間近食材の購入・調理など、市民が食品を廃棄しない行動をして、「Facebook」「Twitter」「Instagram」等のSNSにより投稿すると、その投稿数等に対応して企業等の協賛金が食料支援につながるスキームを作る。また、本事業による食品ロスの削減量を数値化し、市が示す試算方法で温室効果ガス削減量を算出する。

(1) 事業イメージ



(2) 業務詳細

ア 本事業実施のための特設 WEB サイトの開設・運営

- ・本事業で実施するキャンペーンの告知、SNS で投稿された内容の随時掲載・更新、食料支援の内容や協賛企業等の情報、事業実施結果等を掲載するための特設 WEB サイトを開設し運営する一切の業務を行う。
- ・SNS による投稿ができない人のために、特設 WEB サイトから投稿できるフォームを整えること。
- ・特設 WEB サイトには、投稿による食品ロス削減量や温室効果ガス削減量を可視化する要素を盛り込むこと。
- ・特設 WEB サイトは、ユニバーサルデザインに配慮し、見やすく本事業の趣旨が伝わるようにすること、また、キャンペーンへの参加意欲を高める内容にすること。

イ キャンペーンの実施

- ・市民の食品ロス削減行動を促進するため、キャンペーンを実施する。多くの市民に周知できるよう、様々な広報媒体等を活用して告知を行う。
- ・告知の方法や内容は、キャンペーンの参加意欲を高める内容にすること。
- ・キャンペーンの期間は1か月程度とする。
- ・SNS での投稿から食品ロス削減量を換算する。

ウ 効果検証

- ・キャンペーン参加者に「食品ロス削減行動が誰かの支援につながること」が行動意欲の促進に有効か、食品ロス削減行動の動機は何かなどを調査するアンケートを実施し、事業の効果を分析する。
- ・アンケートの実施は、回答者が容易に回答でき、回答率を上げる方法にすること。

エ 協賛金の募集

- ・食料支援に充てる協賛金を募集するためのチラシを作成、募集先候補をリストアップし、本市とともに企業等に依頼する。
- ・募集にあたっては、食料支援への協賛が企業の社会貢献活動の効果として見えるようにするなど、協賛しやすい仕掛けをする。
- ・協賛金の拠出は支援先に直接行うこととし、現金は取り扱わない。

オ 事業報告書の作成

- ・実施した事業の内容、実施に伴う SNS 投稿数、食品ロス及び温室効果ガスの削減量、アンケート調査結果、協賛企業による食料支援の内容、事業効果の分析結果、本事業の課題等を記載した事業実施報告書を作成する。

(3) 事業スケジュール (予定)

時期	事業内容
7月12日	参加意向申出書の提出
8月9日	提案書の提出
8月21日	プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング、評価委員会
8月下旬	受託者との契約締結
9月～12月	協賛企業募集
11月	サイト開設、キャンペーン告知
12月	キャンペーン実施
1月～2月21日	効果検証・分析、報告書作成

5 成果品

- (1) 報告書：3部
- (2) 報告書の内容を全て記録した CD-ROM：1枚
(Word 又は Excel、若しくはパワーポイントで作成すること)

6 その他

- (1) 本業務にて収集した情報は、本市の指示又は承諾がある場合を除き、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (2) 本業務を履行するために受託者が収集し、複製し、作成した資料等は、本業務終了後ただちに本市に引き渡すものとする。ただし、本市が別に指示した時は、当該方法によるものとする。
- (3) 本業務に伴い作成したデータ、成果品等は本市に帰属し、本市は各種報告等に自由に使用できるものとする。